

【質問／回答】 原市北地域包括支援センター運営業務(単価契約)公募型プロポーザル

番号	実施要領 ページ	仕様書 ページ	質問事項	回答
1	1		「実施要領 2業務の概要(2)」 ・期間満了後の再契約(契約更新)について、どのような形になるか。	令和8年度以降の契約については予算成立前のため現時点で明言できませんが、当市の地域包括支援センターは、これまで毎年度事業評価を行い、翌年度の単年度契約(随意契約)を締結しており、同様の流れを想定しております。
2	1	1	「実施要領 2業務の概要(5)」 「特記仕様書 2. 施設・設備」 ・施設・設備に関して、現行の施設・設備を賃貸で引き継ぐことは可能か。	現在、当市の地域包括支援センターは、市が保有する施設での運営はなく、受託法人において施設・設備を準備いただいております。 なお、原市北地域包括支援センターの現行受託法人に確認しましたところ、施設は同法人が借り受けています。現行受託法人としては、新たに受託する法人に明け渡す意向はあるとのことですが、賃貸借契約等の手続きは貸主との個別契約になります。
3	4		「実施要領 7参加資格(1)」 ・「センターの人員配置(特記仕様書P1)」について確約ができることについて、確約の解釈は、採用活動中でも大丈夫か。	参加資格におけるセンターの人員配置の確約については、原市北地域包括支援センターの運営業務期間中において、人員配置を満たすことを約束できることを言います。新たに採用を行う他、法人内異動等による配置が考えられ、本プロポーザルの参加時点の状況を問うものではありませんが、開設時の欠員を許容するものではありません。
4			「その他」 ・前任からの引継ぎはどのような計画になるか。	書類番号(12)に記載のとおり、現在の運営法人との業務引き継ぎは、契約締結後から令和7年3月の期間中に行うことを想定しており、第1号介護予防支援の対象者引継ぎもこの期間に実施する予定です。 なお、介護予防支援及び第1号介護予防支援の対象者数は約170名です(令和6年9月国保連請求ベース)。 契約締結後すみやかに引継ぎを開始したいところですが、契約候補者の状況により人員配置や施設・設備の整備に要する期間が異なると推察されるため、詳細は契約候補者と協議します。